

第 106 号議案

豊後大野市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について

豊後大野市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成 27 年 12 月 1 日 提出

豊後大野市長 橋 本 祐 輔

提案理由

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 63 号）の施行に伴い、条例改正の必要があるので、この案を提出するものである。

豊後大野市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例
の一部を改正する条例

豊後大野市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(平成 17 年豊後大野市条例第 47 号)の一部を次のように改正する。

附則第 5 条第 1 項の表傷病補償年金の項中「国家公務員共済組合法（昭和 33 年法律第 128 号）若しくは地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）の規定による障害共済年金（以下単に「障害共済年金」という。）又は」を削り、同表障害補償年金の項中「障害共済年金又は」を削り、同表遺族補償年金の項中「国家公務員共済組合法若しくは地方公務員等共済組合法の規定による遺族共済年金又は」を削り、同条第 2 項の表中「障害共済年金又は」を削る。

附 則
(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の豊後大野市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成 27 年 10 月 1 日から適用する。

(経過措置)

- 2 改正後の条例附則第 5 条の規定の適用については、当分の間、同条第 1 項の表傷病補償年金の項中「障害について障害厚生年金」とあるのは「障害について被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 63 号）附則第 4 条第 3 号に規定する改正前国共済法若しくは同条第 6 号に規定する改正前地共済法の規定による障害共済年金（以下単に「障害共済年金」という。）又は障害厚生年金」と、同表障害補償年金の項中「障害について障害厚生年金」とあるのは「障害について障害共済年金又は障害厚生年金」と、同表遺族補償年金の項中「死亡について遺族厚生年金」とあるのは「死亡について被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第 4 条第 3 号に規定する改正前国共済法若しくは同条第 6 号に規定する改正前地共済法の規定による遺族共済年金又は遺族厚生年金」と、同条第 2 項の表中「障害について障害厚生年金」とあるのは「障害について障害共済年金又は障害厚生年金」とする。
- 3 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 63 号）附則第 41 条第 1 項の規定により障害共済年金若しくは遺族共済年金が支給される者又は同法附則第 65 条第 1 項の規定により障害共済年金若しくは遺族共済年金が支給される者に係る改正後の条例附則第 5 条の規定の適用については、同条第 1 項の表傷病補償年金の項及び障害補償年金の項中「障害について障害厚生年金」とあるのは「障害について障害厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 63 号）附則第 41 条第 1 項の規定による障害共済年金若しくは同法附則第 65 条第 1 項の規定による障害共済年金」と、同表遺族補償年金の項中「死亡について遺族厚生年金」とあるのは「死亡について遺族厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法

律附則第 41 条第 1 項の規定による遺族共済年金若しくは同法附則第 65 条第 1 項の規定による遺族共済年金」とする。